

3. 企業結合規制の見直し

株式取得の事前届出制の導入等

会社の株式取得について、合併等の他の企業結合と同様に事前届出制を導入
届出閾値を現行の3段階(単体ベースで10%超, 25%超及び50%超)から2段階
(企業グループベースで20%超及び50%超)に簡素化

届出基準の見直し等

株式取得等の届出基準を、以下の表のように見直し
外国会社についても国内会社と同様の届出基準を適用
いわゆる叔父甥会社間の合併等同一企業グループ内の企業再編について、届出を免除
株式取得の事前届出制の導入に伴う共同株式移転に係る届出規定の整備等

	現行法	改正法
株式取得会社 (買収会社)	会社並びにその直接の国内の親会社及び 子会社の総資産の合計額100億円超等	企業グループの国内売上高の 合計額200億円超
株式発行会社 (被買収会社)	単体総資産10億円超(国内会社の場合)	会社及びその子会社の国内売 上高の合計額50億円超

合併、分割、事業等譲受けについても、同様の見直しを行う。